

シラバス改訂版;2021 年度 秋学期 (GS)LAW521J 月曜日6限

『公共政策と法』 (担当 木村俊介)

授業の概要・到達目標

現代社会においては、新型コロナを始め様々な社会問題が生じ、国・地方の行政機関はそれらの問題に対応するため各般の公共政策を立案し実施している。そのような公共政策の最も主要な実施手段が法令(法律・条例等)である。本講義では、公共政策とその実施手段である法令を一つの枠組みである法政策として位置付け、課題一公共政策一法令の構造を理解することをテーマとする。

本講座は、このような観点に立ち、全体を4つの構成とし、①法制度の最高規範である憲法、②行政活動に係る法制度の中心となる行政法総論、③地方自治制度、④個別行政法の各法制度の分野と公共政策がどのような関係に立つのかという点について、具体的な事案を通じて考察を行い、公共政策を法令の観点から総合的に理解できるよう努める。

講師は、元国家公務員(総務省)であり、本省のほか、広島県、岐阜県及び松山市(中核市)での勤務経験を有する実務家教員である。行政の実務の多くは、行政機関と国会、住民等の外部環境とのインターフェイスにおいて培われてきた多くのルールやノウハウが存在する。講師はそれらを踏まえた講義を行い、その上で、政策課題を解決する立案能力や、政策を巡る政府・自治体・民間のあり方について考える力をつけることを最終的な目標とする。

講師(私)がモットーとしているのは、「論議を呼んでいる法政策こそが、実社会で機能している法政策である。」という点である。履修者の皆さんと「論議の渦中にある法政策」を取り上げ、意見交換も図りたいと考えている。

〈講師の活動〉

参議院行政監視委員会(参考人陳述)『国と地方の役割分担』(2020年2月17日 参議院第41委員会室)。

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?sid=5617>

日韓共同セミナー「新型コロナウイルスの経験を踏まえた地方自治体における持続可能な地域づくり」

<https://www.meiji.ac.jp/mugs2/journal/serial-article2-covid19/article06.html>

授業内容

第1回 全体の進め方説明, 法令の基礎知識(政策法務の常識として何を覚えればよいか?)

憲法と公共政策 I ;表現の自由とヘイトスピーチ対策

第2回 憲法と公共政策 II ;経済活動の自由と新型コロナウイルス感染症対策

第3回 憲法と公共政策 III ;損失補償と公共政策

第4回 行政法と公共政策 I ;行政行為(行政行為とは何か?),

行政立法(なぜ行政機関が規範(ルール)を定める必要があるのか?)

第5回 行政法と公共政策 II ;行政裁量(なぜ行政裁量が認められるのか?)

行政指導(行政指導はどのような場面で有効に作用し,どのような場面で弊害が生じるのか?)

第6回 地方自治制度と公共政策 I ;住民に関する法制度

第7回 地方自治制度と公共政策 II ;地方税に関する法制度

第8回 地方自治制度と公共政策 III ;広域連携に関する法制度

第9回 人口減少と法政策(都市計画法等)

第10回 地域公共交通と法政策(地域公共交通活性化法等)

第11回 高齢者福祉と法政策(介護保険法等)

第12回 児童福祉と法政策(児童福祉法)

第13回 所得格差と法政策(生活保護法等)

第14回 ごみ処理と法政策(廃棄物処理法等)

第15回 学校教育と法政策(学校教育法, 地方教育行政法, 標準法等)